

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

目次
 第一条から第二十二条まで (現行のとおり)
 (特別地域内の行為の許可基準)
 第二十三条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)
 二 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第七条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの

(1)から(4)まで (現行のとおり)

三から六まで (現行のとおり)

2から26まで (現行のとおり)

第二十四条 (現行のとおり)

(特別区地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十五条 条例第十二条第六項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一から十一まで (現行のとおり)

一二 文化財保護法第百十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

十三から五十三まで (現行のとおり)

五四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四

目次 (略)
 第一条から第二十二条まで (略)
 (特別地域内の行為の許可基準)
 第二十三条 (略)

一 (略)
 二 (略)

イ (略)

ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第六十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第七十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの

(1)から(4)まで (略)

三から六まで (略)

2から26まで (略)

第二十四条 (略)

(特別区地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十五条 条例第十二条第六項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一から十一まで (略)

一二 文化財保護法第七十二条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

十三から五十三まで (略)

五四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四

条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超える、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し又は増築する（改築又は増築後ににおいて、その高さが十三メートルを超える、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

五十五から七十一まで　（現行のとおり）

条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第四条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第十八条第三項（同法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超える、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し又は増築すること（改築又は増築後ににおいて、その高さが十三メートルを超える、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

五十五から七十一まで　（略）

七十二 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ　催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
ロ　風致の維持のために行われる措置の内容

ハ　原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

二　工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

七十三　（現行のとおり）

七十二　（略）

第二十六条及び第二十七条 (現行のとおり)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第二十八条 (現行のとおり)

一から九まで (現行のとおり)

十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目

的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十一から十五まで (現行のとおり)

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜

その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とす

る自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日)三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

二 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に

通知する旨

十七 (現行のとおり)

第二十九条から第四十九条まで (現行のとおり)

第五十条 (現行のとおり)
(占用の期間)

一 都市公園法第七条第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第

十二条第一号から第五号まで並びに第五十二条第一号に掲げるもの十年

二 都市公園法第七条第四号及び都市公園法施行令第十二条第六号並びに第五十二条第二号に掲げるもの 三年

第二十六条及び第二十七条 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第二十八条 (略)

一から九まで (略)

十 文化財保護法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目

的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十一から十五まで (略)

十六 (略)

第二十九条から第四十九条まで (略)

第五十条 (略)
(占用の期間)

一 都市公園法第七条第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第十二条第一号から第五号まで並びに第四十五条第一号に掲げるもの十年

二 都市公園法第七条第四号及び都市公園法施行令第十二条第六号並びに第四十五条第二号に掲げるもの 三年

三 (現行のとおり)

四 都市公園法第七条第五号及び都市公園法施行令第十二条第九号並びに第五十二条第三号に掲げるもの 六月

五 (現行のとおり)
第五十一条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

別表第三 (第四十六条関係)

一 土地の使用料

二 建物の使用料		名 称	名 称	单 位	单 位	使 用 料
東京都立大島公園第二号売店	東京都立八丈植物公園売店	東京都立多幸湾公園	東京都立大島公園	東京都立小峰公園	東京都立八丈植物公園	東京都立奥多摩湖畔公園
一 月	一 月	单 位	单 位	单 位	单 位	使 用 料
八千八百円	二千六百円	使 用 料	使 用 料	使 用 料	使 用 料	使 用 料

三 (略)

四 都市公園法第七条第五号及び都市公園法施行令第十二条第九号並びに第四十五条第三号に掲げるもの 六月

五 (略)
第五十一条から第六十九条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

別表第三 (第四十六条関係)

一 土地の使用料

二 建物の使用料		名 称	名 称	单 位	单 位	使 用 料
東京都立大島公園第二号売店	東京都立八丈植物公園売店	東京都立多幸湾公園	東京都立大島公園	東京都立小峰公園	東京都立八丈植物公園	東京都立奥多摩湖畔公園
一 月	一 月	单 位	单 位	单 位	单 位	使 用 料
九千百円	二千六百円	使 用 料	使 用 料	使 用 料	使 用 料	使 用 料

別表第四（第五十六条関係）

電線				ス管				電柱		種別
地下電線				水道管、ガラス管				本柱、支柱、支線	電柱	
外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一本一月	一本一月	
外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一本一月	一本一月	単位
九十三円	四十六円	十八円	九円	九十三円	四十六円	十八円	七十四円	百四円	市町村	占用料
四円	二円	一円	一円	四円	二円	一円	三円	四円	市町村	占用料

別表第四（第五十六条関係）

電線				ス管				電柱		種別
地下電線				水道管、ガラス管				本柱、支柱、支線	電柱	
外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一本一月	一本一月	単位
外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径一メートル以上のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	外径四十センチメートル未満のもの	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一本一月	一本一月	市町村
九十一円	四十五円	十八円	九円	九十一円	四十五円	十八円	七十二円	百一円	市町村	占用料
四円	二円	一円	一円	四円	二円	一円	三円	四円	市町村	占用料

		写真撮影のための臨時占用				写真撮影のための常時占用			高架の占用物件			地下の占用物件			公衆電話所		郵便差出箱及び信書便差出箱		変圧塔、マンホールの類		鉄塔			
合 計	その他の場 合	会 等	競 技 会、 集 め	才 の 撮 影	映 画、 テ レ ビ及 びビ デ	写 真 撮 影	写 真 撮 影	天 体、 気 象又 は土 地の 観 測施 設	写 真 撮 影	天 体、 気 象又 は土 地の 観 測施 設	高 架	下 部 分	分	上 露 出 部	地 下 部 分	分	上 露 出 部	地 下 部 分	分	上 露 出 部	地 下 部 分	分	上 露 出 部	
												月	月	月	月	月	月	メー ト	メー ト	メー ト	メー ト	メー ト	メー ト	
ト ル	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト		
三 円	三 円								九 三 三 円	四 十 六 円	四 十 六 円	九 三 三 円	九 三 三 円											
一 円	一 円								四 四 四 円	二 二 二 円	二 二 二 円	四 四 四 円	四 四 四 円											
									七 百 四 四 四 円	十一 円	四 四 四 円													
									千 百 六 六 二 二 二 円															

		写真撮影のための臨時占用				写真撮影のための常時占用			高架の占用物件			地下の占用物件			公衆電話所		郵便差出箱及び信書便差出箱		変圧塔、マンホールの類		鉄塔		
合 計	その他の場 合	会 等	競 技 会、 集 め	才 の 撮 影	映 画、 テ レ ビ及 びビ デ	写 真 撮 影	写 真 撮 影	天 体、 気 象又 は土 地の 観 測施 設	写 真 撮 影	天 体、 気 象又 は土 地の 観 測施 設	高 架	下 部 分	分	上 露 出 部	地 下 部 分	分	上 露 出 部	地 下 部 分	分	上 露 出 部			
									月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
ト ル	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	一 平 方 メ ト	
三 円	三 円								九 三 三 円	四 十 五 円	四 十 五 円	九 三 三 円	九 三 三 円										
一 円	一 円								七 百 二 二 二 二 二 二 円	十一 円	四 四 四 円	二 二 二 円	二 二 二 円	四 四 四 円	四 四 四 円								
									千 百 三 三 三 三 三 三 円														